

（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和 6年 6月14日

茨城県知事
大井川 和彦 殿

提出者

住 所 茨城県神栖市東和田4番地

氏 名 鹿島石油株式会社

常務取締役 鹿島製油所長

遠藤 文子

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0299-97-3104



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	鹿島石油株式会社 鹿島製油所
事業場の所在地	茨城県神栖市東和田4番地
計画期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	石油精製業
②事業の規模	平成16年7月1日より精製受託会社となり出荷額の提示は出来なくなりました。
③従業員数	515人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	添付資料- 1参照

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

平成11年3月、環境対策をより適切に行うため、ISO14001の認証を取得し、廃棄物対策に関する環境目的・目標を掲げ継続的な取り組みを実施してきている。

添付資料-2 参照。

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 添付資料-4 参照
	(これまでに実施した取組) 1. 所内で強アルカリ処理設備（水硫化装置）を保有しているが、トラブル時は産廃処理となってしまう為、溜め込みタンクを増設し排出抑制に取り組んでいる。
② 計画	【目標】 添付資料-4 参照
	(今後実施する予定の取組) 1. 引火性の廃油については、製造装置等の原料として再使用している。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 当社では、発生した廃棄物は可能な限り再資源化するために、添付資料-3の「廃棄物分別基準」にて教育をすると共に協力会社を含めた全所に配布し分別による再資源化を図っている
② 計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記「廃棄物分別基準」を継続し、新規廃棄物発生時等に対応するため、常に見直しを図り、再資源化の推進を行っていく。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（令和 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組)	

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和5年度）実績】 添付資料－4参照
	(これまでに実施した取組)

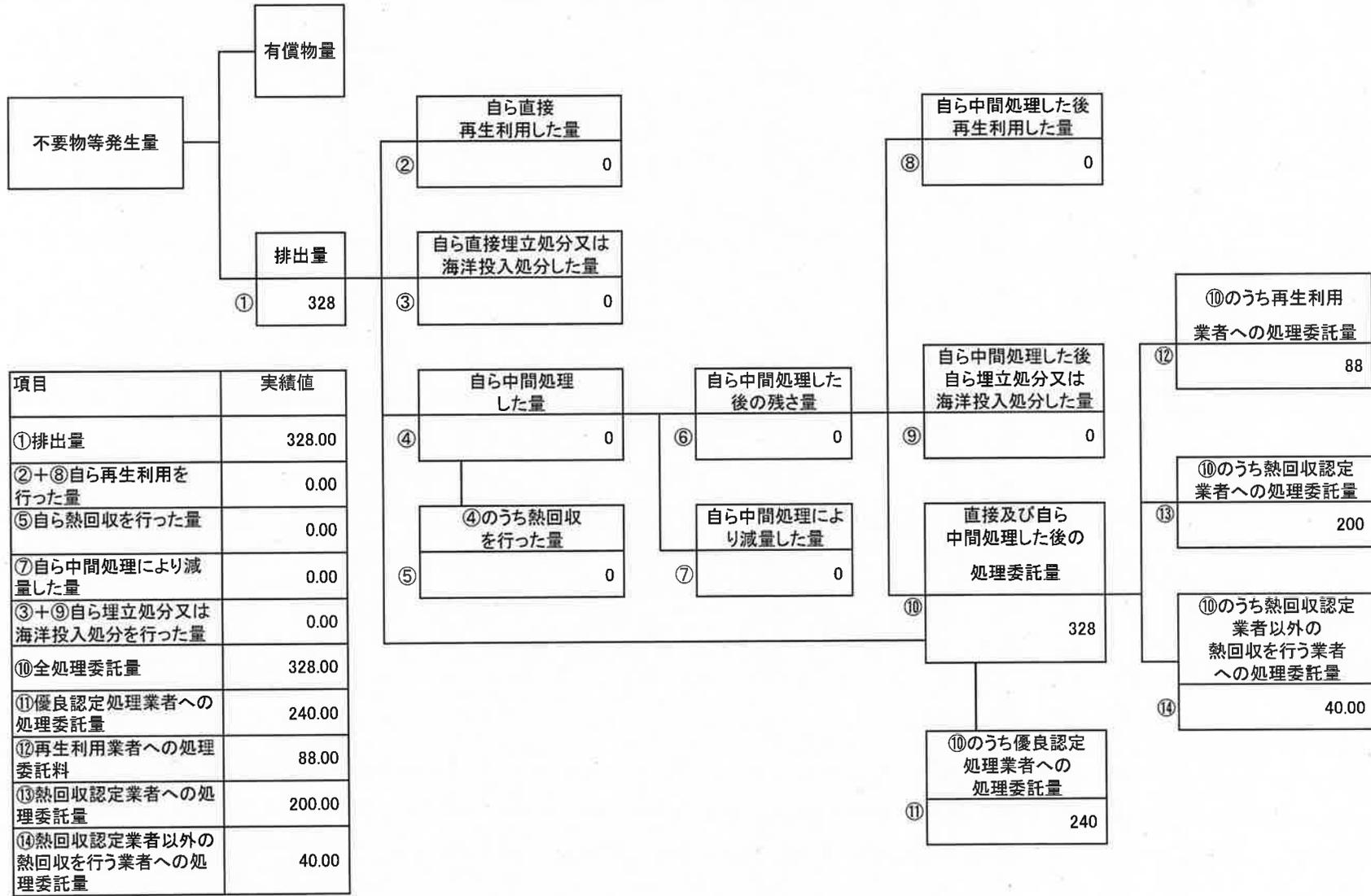
② 計画	【目標（令和5年度）】 添付資料－4参照
	（今後実施する予定の取組）
※事務処理欄	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 8 ※欄は記入しないこと。

計画

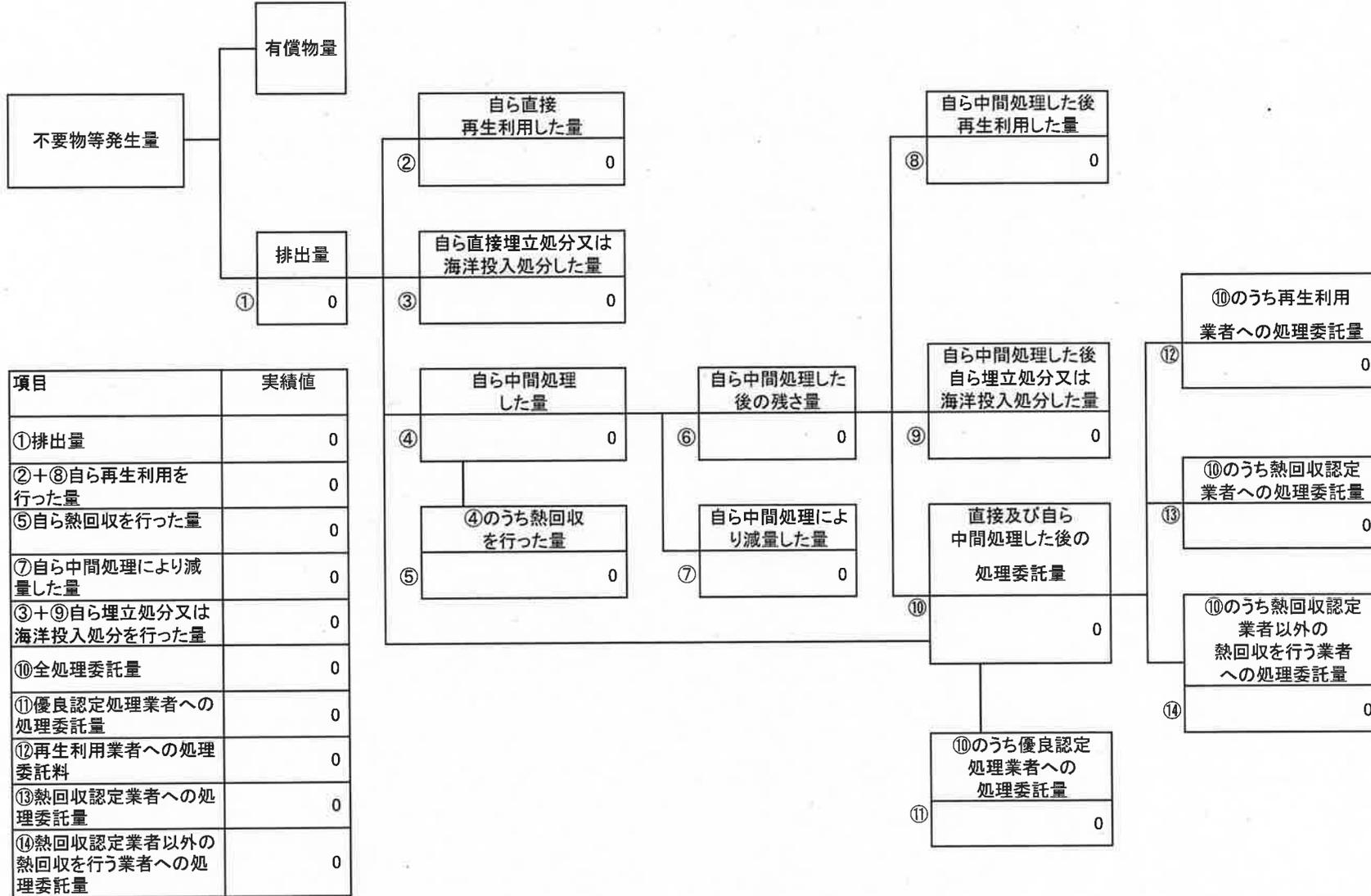
(特別管理産業廃棄物の種類：総括表)



項目	実績値
①排出量	328.00
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00
⑤自ら熱回収を行った量	0.00
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00
⑩全処理委託量	328.00
⑪優良認定処理業者への処理委託量	240.00
⑫再生利用業者への処理委託料	88.00
⑬熱回収認定業者への処理委託量	200.00
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	40.00

計画

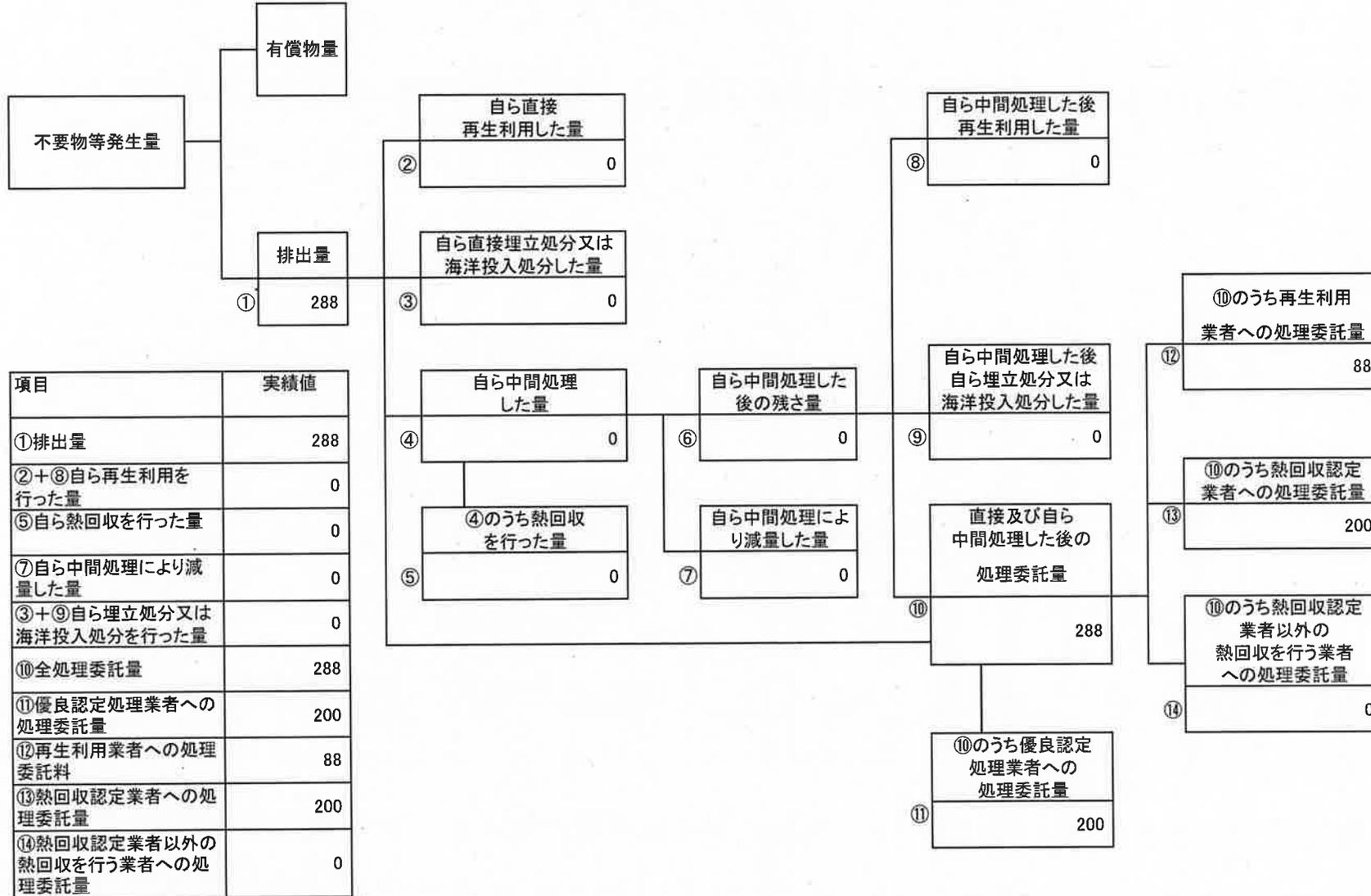
(特別管理産業廃棄物の種類：引火性廃油)



項目	実績値
①排出量	0
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	0
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0
⑫再生利用業者への処理委託料	0
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

計画

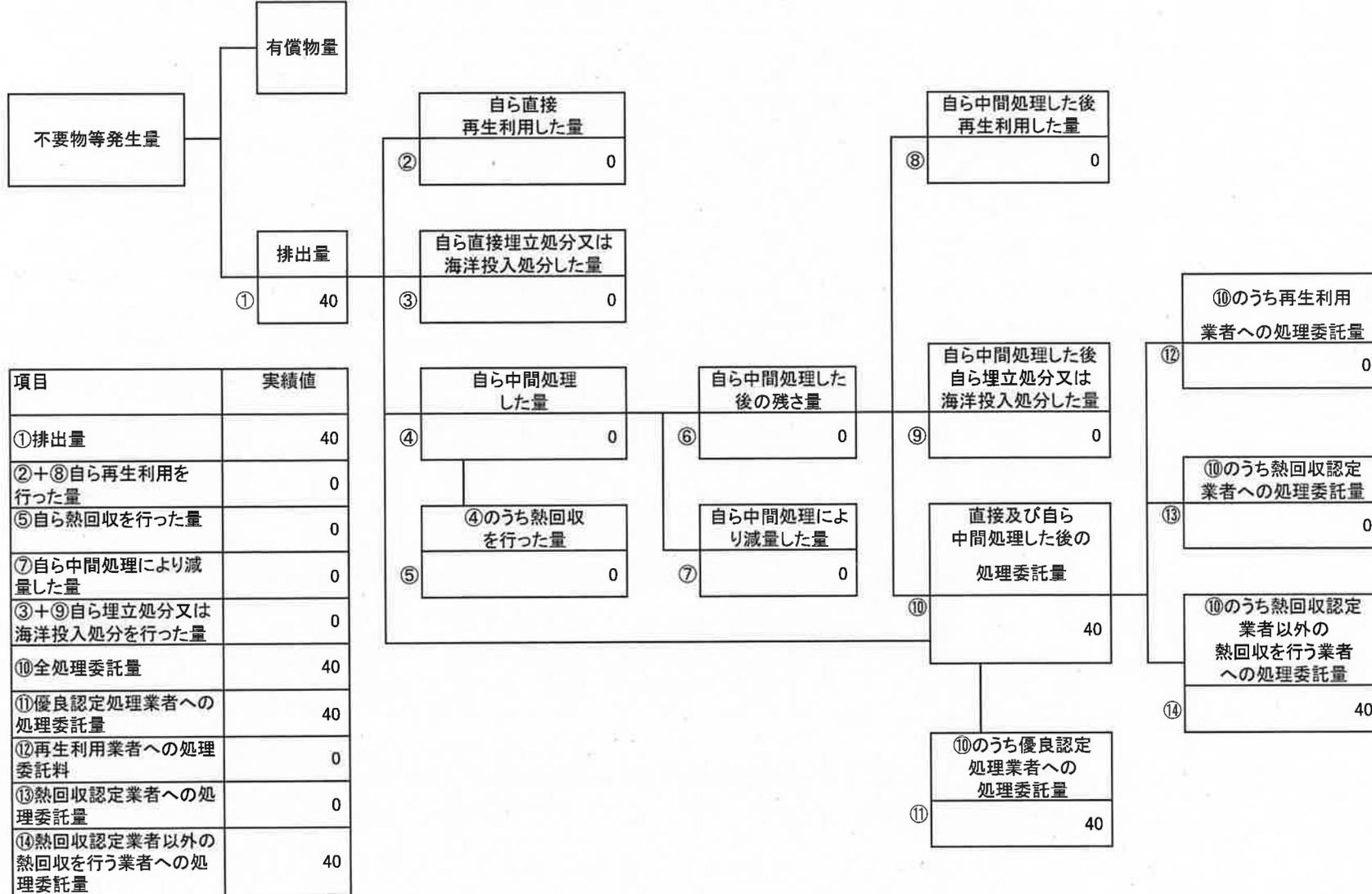
(特別管理産業廃棄物の種類：強アルカリ)



項目	実績値
①排出量	288
②+⑧自ら再生利用を行った量	0
⑤自ら熱回収を行った量	0
⑦自ら中間処理により減量した量	0
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0
⑩全処理委託量	288
⑪優良認定処理業者への処理委託量	200
⑫再生利用業者への処理委託料	88
⑬熱回収認定業者への処理委託量	200
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0

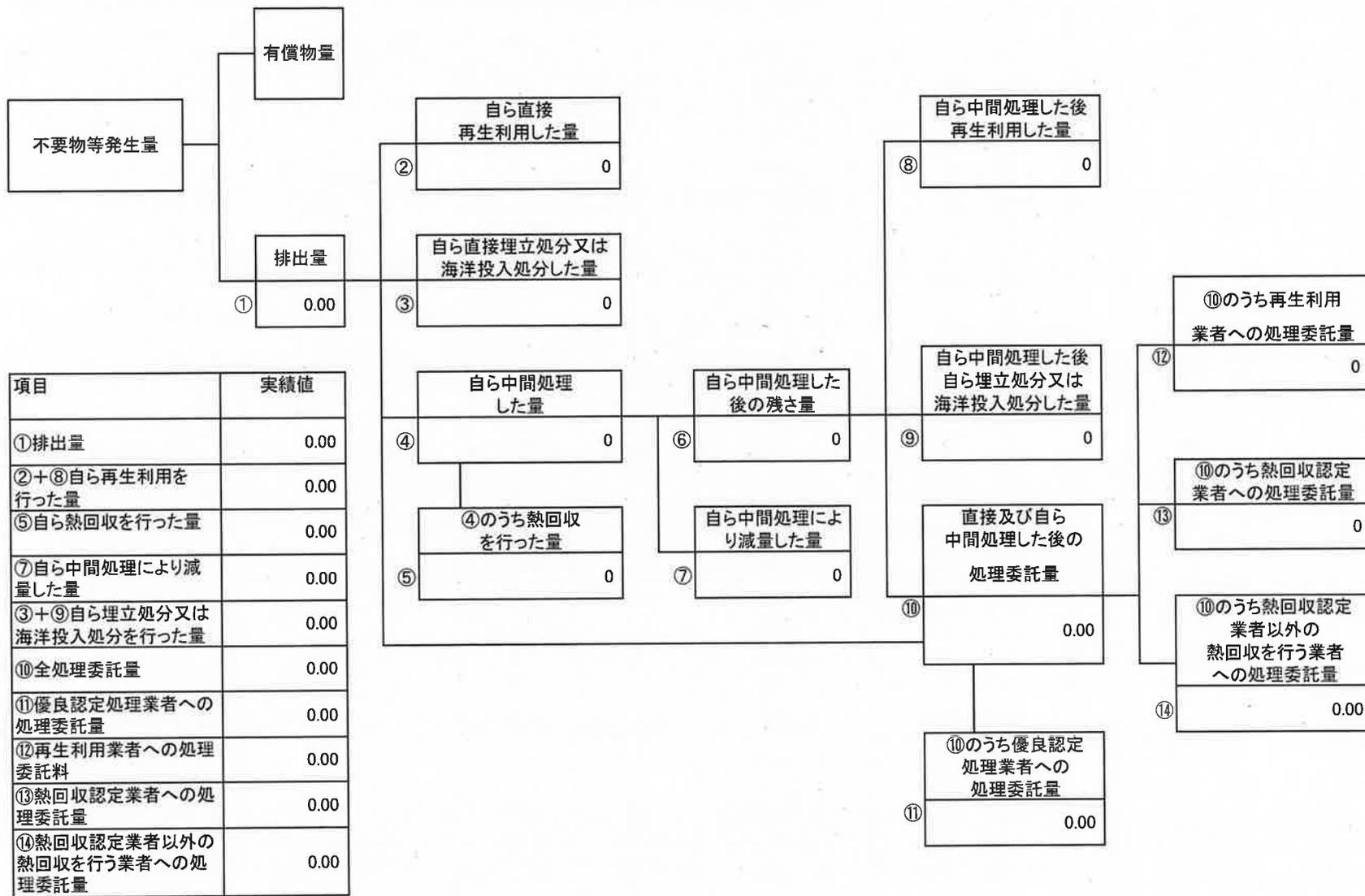
計画

(特別管理産業廃棄物の種類：廃石綿等)



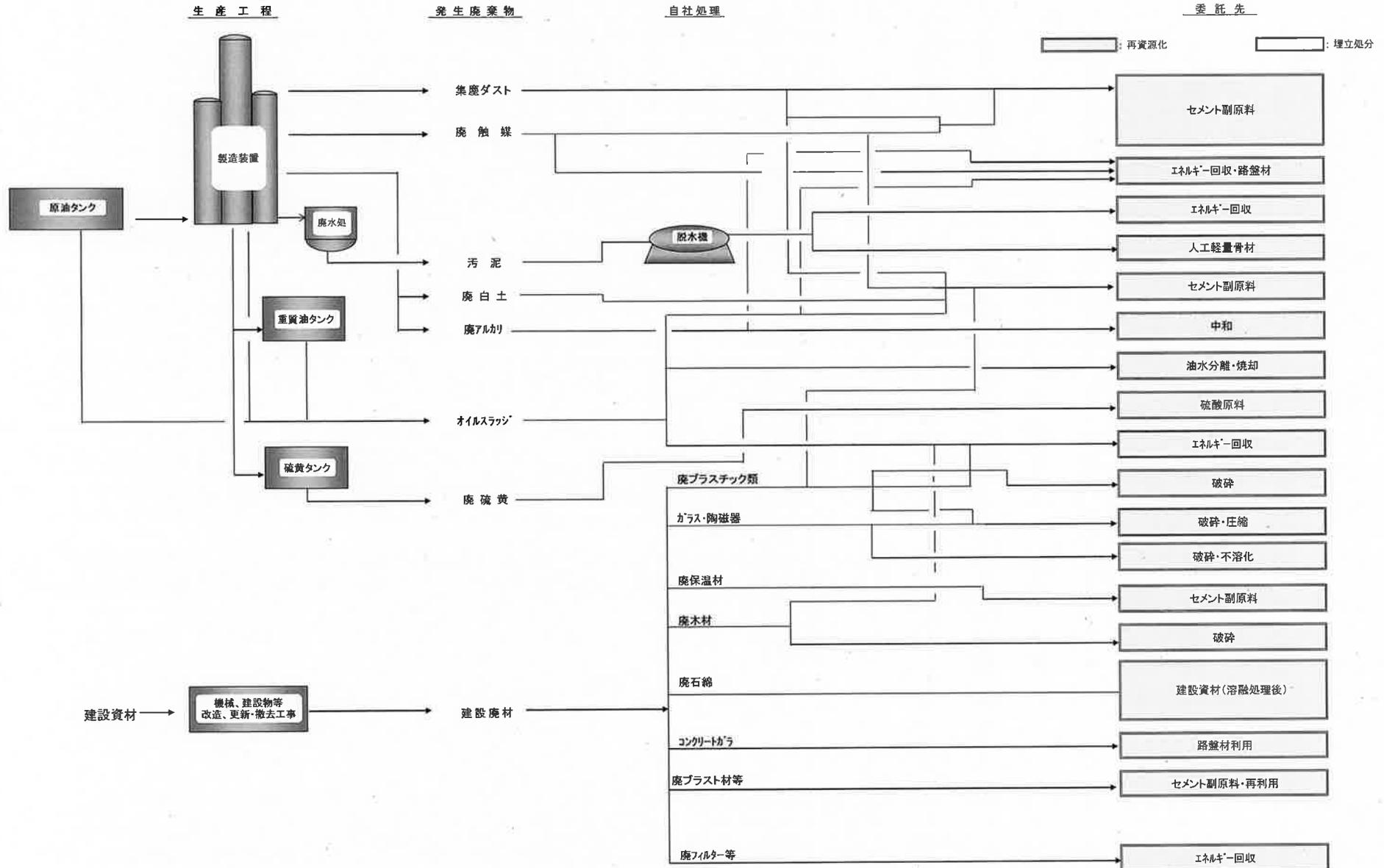
計画

(特別管理産業廃棄物の種類：廃PCB)



項目	実績値
①排出量	0.00
②+⑧自ら再生利用を行った量	0.00
⑤自ら熱回収を行った量	0.00
⑦自ら中間処理により減量した量	0.00
③+⑨自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	0.00
⑩全処理委託量	0.00
⑪優良認定処理業者への処理委託量	0.00
⑫再生利用業者への処理委託料	0.00
⑬熱回収認定業者への処理委託量	0.00
⑭熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00

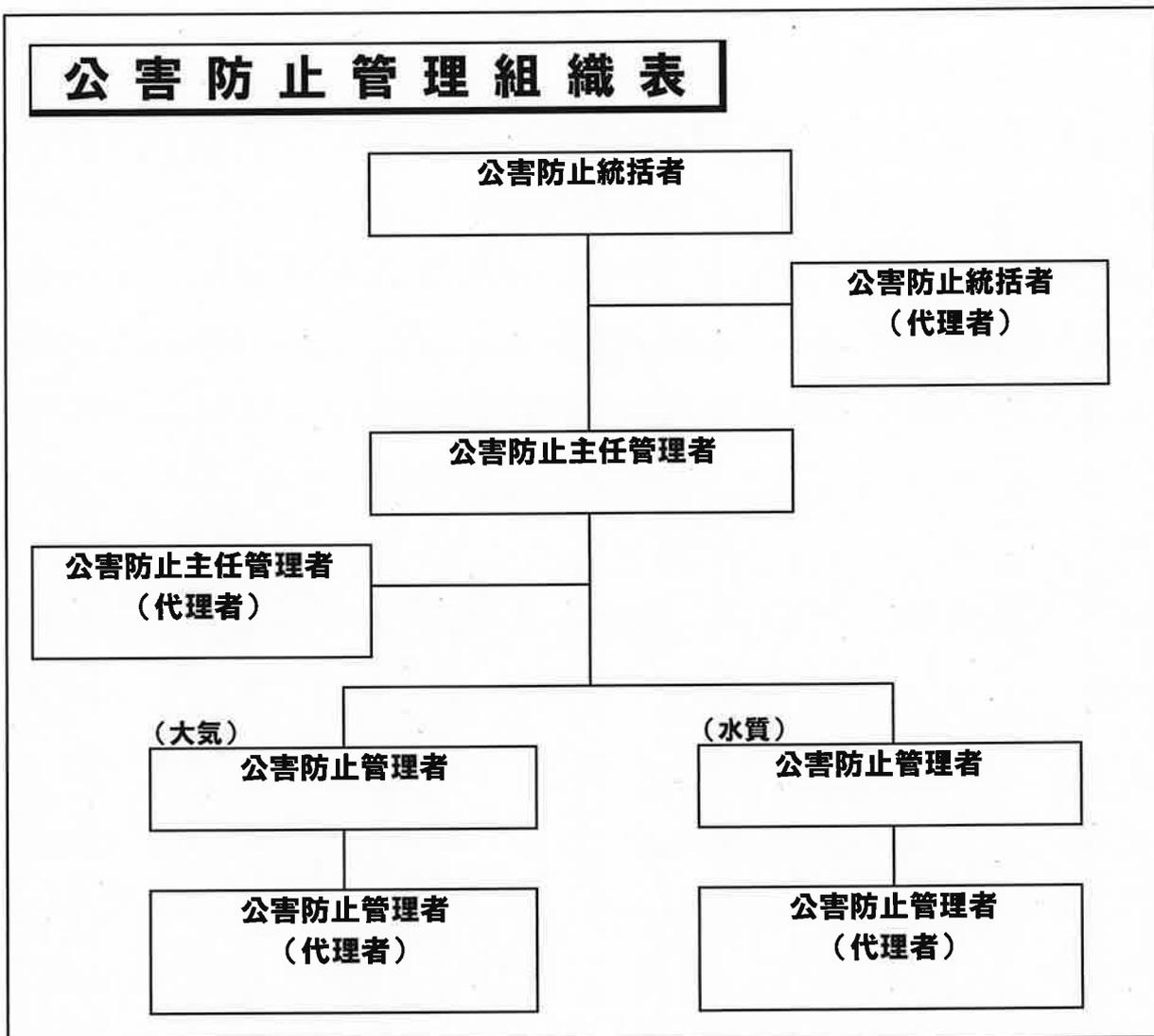
産業廃棄物発生・処理工程



添付資料-1

公害防止管理組織等一覽

公害防止管理組織表



廃棄物管理者

産業廃棄物処理責任者

環境安全グループマネージャー

特別管理産業廃棄物管理責任者

環境安全グループ員

廃棄物分別基準

置場	① 木くず	② ゴム・ビニール・プラスチック類 (青コンテナ)	③ 不燃物	④ フィルター類 その他処理困難物	⑤ 金属くず	⑥ 廃ウエス (青コンテナ)	⑦ コンクリートガラ	⑧ スラッジ(スケール)ドラム (油付着したもの)	⑨ 廃保温材
廃棄物名	<ul style="list-style-type: none"> 廃パレット 木枠梱包材 その他木材 	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック類(食品容器除く) ビニールシート類 ホース類 ゴム製品類 ウレタンシール類 バインダーファイル類 長靴、皮手、CD・フロッピー 安全靴 作業着、防寒着、雨合羽 その他 	<ul style="list-style-type: none"> ロックウール系廃保温材 グラスウール系廃保温材 その他 	<ul style="list-style-type: none"> フィルター類 溶接棒くず 陶磁器(茶碗等) グラインダー磁石 ガス吸収缶 網入りガラス 安全帯 その他 	<ul style="list-style-type: none"> 金属くず 空缶(7L系、スチール分別) 保温板金くず その他小片金属 	<ul style="list-style-type: none"> 廃ウエス(油付着ウエスを含む。) ただし、「硫化鉄付着ウエス等」については⑧スラッジドラムに示した処置をすること 軍手 	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートガラ アスファルトくず レンガくず 	<ul style="list-style-type: none"> 油付着物 A: 油付着マット、油付着ウエス、油付着手袋(ビニール・ゴム・皮製)、油付着シート類、油付着ビニール類、油付着ゴム類、動植物油 B: タンクスラッジ、SDMスラッジ、廃触媒、油砂、油錆 C: 硫黄含有廃棄物 	<ul style="list-style-type: none"> ケイ酸カルシウム系廃保温材
注意	<ul style="list-style-type: none"> 廃パレットは指定場所に廃棄すること。 袋に詰めている物は袋から出して廃棄すること。 プラスチック、紙類が付着している物は取り除くこと。 箱物は潰して廃棄すること。 長い物は50cm以下に切断すること。 木製ハケ、竹ホウキを廃棄する場合は50cm以下に切断し、紙くずコンテナへ入れること。 五寸以上の釘、ボルト等は抜き取ること。 	<ul style="list-style-type: none"> 油が滴るくらい多量に油が付着している物は廃棄しないこと。(⑧のスラッジドラム場に廃棄すること。) シート類は畳んで紐等で束ねて廃棄すること。大きさはセメント袋程度以下とする。 ホース等の長い物は1m以下に切断するか、紐等で束ねること。また末端の金具は取る。 小さいワシントン材等は袋に入れ飛散しないようにすること。 プラスチック類の容器等は内容物を取り除き洗浄して廃棄すること。 バラ物は45L以下の袋に入れること。 バインダーファイル類は金具を取って廃棄すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 油の付着している物は廃棄しないこと。 空き缶、空きビン等は所定の置場に廃棄すること。 全て45L以下の袋に入れること。 ロックウール保温材は、石綿混入の有無の分析結果を添付すること。 	<ul style="list-style-type: none"> フィルター類は置場設定エリア内に廃棄すること。また、廃棄時は、油切れを行った後とすること。 溶接棒くず、陶磁器、グラインダー磁石はそれぞれ分けて土のう袋に入れること。 ※ガス吸収缶は未使用と使用済に分ける事 	<ul style="list-style-type: none"> 大型パイプ、ボルト等は工務グループが指定するスクラップ置場に搬入すること。 スプレー缶は穴を開けてから廃棄すること。 塗料が残っている場合取り除き洗浄し缶は潰して廃棄すること。 付着している保温材等は取り除くこと。 ※鉄くずは廃棄しないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 吸着マット、シート類、ビニール類、ゴム類及び手袋(ビニール・ゴム・皮製)等は絶対に混在させて廃棄しないこと。 廃ウエスは、ビニール袋(45L以下)へ入れて廃棄すること。 油が滴るくらい多量に油が付着したものは、⑧のスラッジドラム置場に搬入すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 50cm以下に砕いて廃棄すること。(置場にて砕く場合は環境安全グループへ連絡し確認すること。) 土壌袋等に入れての廃棄はしないこと。 レンガくずはフレコン袋に入れ廃棄すること。 50cm以下に砕いて廃棄すること。(置場にて砕く場合は環境安全グループへ連絡し確認すること。) 止むを得ず番線、ウエス等を混入させた場合は環境安全グループへ連絡し指示を受けること。 油付着物は、A、B、Cの種類の鋼製ドラム缶に入れること。 ※油付着物は、油が滴るくらい多量に付着したものをいう。 ※シート、ビニール、ゴムは、45Lのビニール袋に入れるかまたは結束してドラム詰めすること。 ※油付着物Cおよびその他の付着物については、環境安全グループへ連絡し指示を受けること。 詰め込み天切り鋼製ドラム缶を用いて、バンド掛けを行い密閉すること。 ※詰め込み責任者が内容物を確認後に密閉すること。 鋼製ドラム缶を置場に搬入するときは環境安全グループ「廃棄物搬入連絡書」を提出し、搬入先の看板記号を確認後、ドラム缶専用ステッカーに必要事項を記入し天切りの蓋に貼付けすること。(ステッカーへの記入は油性ペンを使用すること。) 「硫化鉄スケール」と「硫化鉄付着ウエス等」は、それぞれ分別し、鋼製ドラム缶に入れ発火防止のため必ずビニール袋で養生し水封すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 石綿を含有しない廃保温材に限る。 工事担当グループに「廃保温材搬出への届出書」を提出し、石綿を含有していないとの承認を得てから環境安全グループに提出し、搬入の了解を得ること。 廃棄は、フレコン袋またはコンテナとする。 油の付着した物は搬入しないこと。 番線、板金等は取り除くこと。 ビニール袋は取る。 	

置場	⑩ 紙くず (青コンテナ)	⑪ ダンボール (小屋内)	⑫ 廃蛍光灯 (小屋内ボックス)	⑬ 廃乾電池 (ドラム缶)	⑭ 廃ガラス (フレコンバッグ)	⑮ 廃プラスチック	⑯ 廃触媒等 (油付着無のもの)	⑰ ペットボトル (コンテナ)	⑱ 特定有害産業廃棄物 (第5保管倉庫)
廃棄物名	<ul style="list-style-type: none"> 紙くず 食品容器のプラスチック類 その他可燃の一般廃棄物 生活生ゴミ 	<ul style="list-style-type: none"> ダンボール類 サンドプラスト袋 	<ul style="list-style-type: none"> 廃蛍光灯 水銀灯 	<ul style="list-style-type: none"> 廃乾電池 	<ul style="list-style-type: none"> ガラスびん 理化学用ガラス器具 食器・裝飾用ガラス容器 板ガラス 	<ul style="list-style-type: none"> 廃ブラックサンド 廃珪砂(プラスト材) 廃ガーネット 	<ul style="list-style-type: none"> SDM廃触媒 廃白土 イオン交換樹脂 溶接スラグ タナクサビ等のサビ 	<ul style="list-style-type: none"> ペットボトル(リサイクル回収) 	<ul style="list-style-type: none"> 廃石綿含有廃棄物 廃PCB 廃水銀廃棄物 その他有害廃棄物(有害廃試薬類、有害物質含有廃触媒等)
注意	<ul style="list-style-type: none"> ダンボールは、⑩に廃棄すること。 食品容器類は内容物を取り除き洗浄して廃棄すること。 缶、金属類、空きビン等のガラス類、ウエス等を混在させて廃棄しないこと。 紐等で結束出来ない物は全て45L以下の透明のビニール袋に入れること。 コンテナが満杯の場合はコンテナ北側の小屋の中に入れること。 	<ul style="list-style-type: none"> ビニール、緩衝材は取り除き廃棄すること。また、ゴミ等を入れて廃棄しないこと。 ダンボール、袋等の内容物は取り除くこと。 サンドプラスト袋でビニールの内袋を使用しているものは紐くずに廃棄すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃蛍光灯は、割らないこと。 廃蛍光灯以外の物は絶対にボックス内には入れないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 廃乾電池以外は絶対にドラム缶へ入れないこと。 廃棄の際は、両極を絶縁テープで絶縁すること。 ※セロテープ可 	<ul style="list-style-type: none"> 付着物及び内容物は取り除き、水できれいに洗浄すること。 フタ等の金属、プラスチック類は取り外すこと。 砕くことはせず廃棄すること。 網入りガラスは、④のその他に廃棄すること。 板ガラスは環境安全グループに確認すること。 陶磁器類は、廃棄しないこと。(その他置場へ) 	<ul style="list-style-type: none"> 砕石、枯草、ビニール等は取り除くこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 上記廃棄物を置場に搬入するときは環境安全グループに「廃棄物分別廃棄連絡書」を提出すること。 油が付着した廃触媒をフレコンバックにて搬入するときは、油の滲みが無いようにすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 内容物を捨てた後、水洗する。 キャップを取り外す。 ※キャップは再資源化できる別途回収する。 ラベルを剥がす。 透明のビニール袋(70~80L)に入れること。 	<ul style="list-style-type: none"> 飛散性石綿廃棄物が発生する解体工事等の場合 廃棄物をタンク塔槽類からダンパー車等で直接所外へ持ち出して処理する場合 廃棄物が多量に発生するなど廃棄物置場へ搬入が困難な場合(仮設置場設定、関係グループとの調整要) PCB含有廃棄物および廃水銀廃棄物は別途環境安全Gに連絡し指示を受ける事

【特に下記の6点は徹底してください】

- (1)硫化鉄の付着した廃棄物は、自然発火の原因となるので水封等後、環境安全グループの指示を受けること。
- (2)廃棄物を詰めたビニール袋等には、会社名、職場名、事務所名を記入すること。
- (3)廃棄物を詰めたビニール袋等の大きさは、45L以下またはセメント袋程度の大きさとする
- (4)廃棄物を所外から持ち込まないこと。また、私物は廃棄しないこと。
- (5)家電製品、バッテリーは廃棄しないこと。
- (6)下記のものは原則として計画段階から、環境安全グループと相談すること。

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

(第4面)

単位:t

【令和5年度実績】

①現状	廃棄物の種類	総計	引火性廃油	強アルカリ	廃石綿等	廃PCB	廃酸			
	排出量		393.86	0.00	374.38	16.62	0.00	2.86		
全処理委託量		393.86	0.00	374.38	16.62	0.00	2.86			
	優良認定所理業者への処理委託量	333.24	0.00	313.76	16.62	0.00	2.86			
	再生利用業者への処理委託量	2.86	0.00	0.00	0.00	0.00	2.86			
	認定熱回収業者への処理委託量	222.41	0.00	222.41	0.00	0.00	0.00			
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	168.59	0.00	151.97	16.62	0.00	0.00			

(第5面)

【令和6年度目標】

②計画	廃棄物の種類	総計	引火性廃油	強アルカリ	廃石綿等	廃PCB				
	排出量		328.00	0.00	288.00	40.00	0.00			
全処理委託量		328.00	0.00	288.00	40.00	0.00				
	優良認定所理業者への処理委託量	328.00	0.00	288.00	40.00	0.00				
	再生利用業者への処理委託量	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
	認定熱回収業者への処理委託量	200.00	0.00	200.00	0.00	0.00				
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	128.00	0.00	88.00	40.00	0.00				